

静岡ウェルネス・フーズEXPO 2025 運営等業務 仕様書

1 委託業務の名称

静岡ウェルネス・フードEXPO2025 運営等業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

3 予算上限額

金4,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 委託業務内容

静岡ウェルネス・フーズEXPO2025 運営等及び実績報告

(1) 展示商談会

項目	内容
1 設営連携	会場設営事業者と連携し、必要な業務を実施すること
2 パネル作成	ブース内の事業者名板、会場内案内等を行うサインのデザイン及び設置を行うこと

(2) セミナー・シンポジウム

項目	内容
1 司会進行	適切な人員配置を行い進行を滞りなく進めること
2 機器設置	講演者等の入れ替えにおいてパソコン等システムの設置を円滑に行うこと
3 オンライン配信	セミナー・シンポジウムをZoomウェビナー等で配信すること
4 オンライン配信	講演者の入れ替え時等スクリーンに適切な画像等となるよう運営すること

(3) 共通事項

項目	内容
1 HP製作	18ページ以上の特設サイトを製作・運営すること
2 HP製作	特設サイトには展示商談会出展者専用ページを設けること
3 HP製作	特設サイトにEXPO申込ページを設置すること
4 HP製作	特設サイトはスマートホン対応とすること（レスポンシブデザイン）
5 HP製作	特設サイトの設置はEXPO開催日より50日前より開設し、開催日より30日後まで運営すること
6 HP製作	特設サイト上でセミナー・シンポジウムを配信すること
7 参加者募集	効果的な参加者募集のコンテンツ若しくは販促物（チラシ・ポスター等）を作成し、周知業務に努めること
8 申込システム	申込状況が正確に把握できるとともに、来場者の状況が把握できるシステムを構築すること
9 受付業務	効率的な受付業務を行うこと
10 人員配置	イベント運営（事前準備及び(1)、(2)）が円滑に行われるよう適切に人員配置すること
11 実績報告	業務実績報告書を提出すること

裏面に続く

5 その他留意事項

- (1) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- (2) 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 条）及び静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意すること。
- (3) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 期間中は、主任担当者を置き、常時、連絡が取れる体制をとること。